

# 子どもたちの未来のために

第4次飯豊町行財政改革大綱

平成23年3月策定



飯 豊 町

## 第4次行財政改革大綱“子どもたちの未来のために”を策定するにあたって

住民の誰もが、明日への希望を抱き、活力ある幸せな生活ができるように望んでいる。飯豊町は、国や県、地域と連携し、基礎的自治体としてその役割を担ってゆく覚悟である。住民が直面する課題を解決し、住民の暮らしを守りながら、将来の子どもたちの世代に豊かな郷土を引き継ぐために、最善の施策を実行していかなければならない。

人々の多くは、家族と職域と地域のより豊かな暮らしの実現を求めて努力を積み重ねてきた。ある人は都市に向かい、ある人は“ふるさと”に残った。そしてそれぞれの暮らしに生涯をかけた。均衡ある国土の発展を目指して、都市も山村も社会の繁栄と自然の涵養が対立することなく安定して持続することを信じ、現在もまた将来に向かって歩み続けている。

祖国の繁栄を願うなら、隣国の人々と手を携えなければならない。国益のための選択がいかに優先するときであっても、相互の尊厳と繁栄、互惠の関係を前提とするのでなければ人類に未来はない。文明は衝突するのではなくて相互に盛り立て合うのである。しかし、私たちは、その理想に近づいてはいるものの、いまだその途上にあると言わざるを得ない。需要創出と公共投資、グローバル化などによってもたらされた経験したことのないほどの豊かさは、一方で、財政の大幅な不均衡と社会保障への不安として目の前にあるのである。

そして、国も地方も飯豊町も、これから歩み出す子どもたちの世代のために、いま改革を実行するときであるとして動き出した。人間を、資源を大切にし、浪費のない安定した成長を遂げるための海図を描き、住民と行政の連携と協働のもとに進むのである。

今ここで私たちが取り組もうとする課題は決してなまやさしいものではない。しかし、歴史は困難な課題を乗り越えるときに前に進むという史実を思い起こそう。

飯豊町は、第4次の総合計画「共生と自立、そしてあらたな躍動」を基本理念とし、「田園の息吹が暮らしを豊かにするまち」を将来像に描きながら、その目的達成のために第4次の行政改革大綱“子どもたちの未来のために”を同時期に策定し、新しい信念と確信のもとに歩み出す。

平成23年3月

飯豊町長

後藤幸平

## 《 目 次 》

第1章	新たな行財政改革の基本的な考え方	1
1	基本的な考え方	1
2	計画期間	1
3	推進体制	1
第2章	実施項目	2
1	持続可能な財政運営 財政規模と財政計画 歳入の確保 歳出の抑制 基金の管理運用	2
2	活力ある行政組織の構築 組織機構の見直しと職員の資質向上 広域行政の推進 各種審議会、外郭団体	2
3	行政評価システムの導入	3
4	事務の効率化と情報公開 業務委託の推進 公共施設の管理運営 事務処理の適正化 事務の効率化 OA化の推進	3
5	財産管理と施設の有効利用 公用車の運行管理 財産管理	4
6	その他 地球温暖化対策 入札制度 機密保持対策 消防団の再編整備	4
第3章	実施計画	5
1	実施計画一覧	5
2	実施計画個票	8

## 1 基本的な考え方

地域主権改革の推進により、住民に身近な行政は、基礎的自治体である市町村が自主的かつ総合的に担うこととなります。そして、地域が自らの判断と責任において、地域の諸課題に取り組むこととなります。市町村は、更なる行財政改革の推進により、地域主権改革の流れに対応できる行政事務の遂行能力と持続可能な財政基盤を構築することが求められます。

本町では、急激な少子化と高齢化が進展する中で、将来とも安全で安心な暮らしを実現するため、子育て支援や高齢者福祉に重点を置いた施策を進めます。平成の大合併で本町は独自の道を選択しました。そして、行政と住民の連携・協働による“にぎわい再現”を目指します。

限りある財源と適正規模の行政組織をもって、将来に向け安定した行政運営を確保するには、地域住民による主体的な行政サービスの選択や行政による徹底的な無駄の排除、行政事務の効率化を進めることが必要となります。

このたびの大綱では、計画期間内の実施計画をより具体的に定め、着実な推進体制を整備します。

### < 基本方向～3つの柱 >

自主自立の新しい町づくりを目指します。

住民とともに、住民のための行政を目指します。

行政の効率化によるサービス向上を目指します。

## 2 計画期間

平成23年4月から平成28年3月までの5年間とします。

## 3 推進体制

実施計画個票に基づき、着実に数値目標を達成します。

町民代表や外部有識者による検証機関を設置します。

毎年、進捗状況を公表します。

## 1 持続可能な財政運営

### 財政規模と財政計画

平成23年度以降の地方交付税は、平成22年度国勢調査人口を基に算定されます。人口減少に伴う減額の可能性もあり、歳入歳出予算の総額は圧縮する方向で考えることとなります。具体的には、毎年度の財政計画に基づき、健全かつ持続可能な財政運営に努めます。

### 歳入の確保

- ア 税及び税外収入の未収金については、法令に基づく適切な措置を講ずるとともに、解消に向けた組織体制を検討します。
- イ 公共施設使用料については、受益者負担の適正化の観点から使用料条例や減免規定の見直しを行います。

### 歳出の抑制

- ア 義務的経費の大半を占める人件費については、定員管理適正化計画に基づく減員と給与水準の適正化により、抑制に努めます。また、業務の効率化と見直しを図り、時間外勤務等の削減に努めます。
- イ 各種補助金を精査し、運営費補助金については節減を求め、奨励的補助金については活動状況に応じ支援期間を設定します。
- ウ 会費負担金の伴う各種同盟会・協議会等については、全面的に効果・目的を検証し、参画の必要性について検討します。

### 基金の管理運用

自治体の預金と言われる基金については、安定した財政運営を担保するものであり、それぞれの目的に沿った効果的な運用を図ります。なお、将来の町づくりに関わる政策的な事業に取り組む場合は、その財源として有効活用を図ります。

## 2 活力ある行政組織の構築

### 組織機構の見直しと職員の資質向上

限られた職員数で最大の行政サービスを提供するため、本町の実情に合った行政組織を構築します。平成18年度から完全移行された現行の大課制について検証し、適宜見直しを図ります。

また、行政事務を的確かつ効率的に執行するため、知識・技術を確実に継承する組織を構築し、自らの担当業務にとどまらず、その周辺業務にも知識・技術を備えた職員を育成するなど、職員の資質向上に努めます。

特に、全職員が共通の価値観や判断基準を持ち組織としての総合力を発揮するには、

管理職による部下職員の指導監督並びに自らが範となり業務遂行にあたる姿勢が必要です。組織の総合力に配慮した適切な人事配置に努めます。

#### 広域行政の推進

効率的な行政運営を進める上で、置賜広域行政事務組合、西置賜行政組合、置賜広域病院組合等による広域行政は一層推進すべきものであり、事業運営の効率化に努め行政サービスの向上と経費の節減を図ります。

#### 各種審議会、外郭団体

飯豊町特別職の職員の給与に関する条例別表第3に定める特別職については、その大半が住民の意向を行政施策に反映することを目的にしたものです。法令により義務付けられた役職を除き、全面的な見直しを行い統廃合を図ります。

なお、住民の参加機会を拡大する観点から、インターネットを利用した意見公募や自由参加による意見交換を進めるとともに、無報酬とすることも検討します。

また、審議会等の委員を対象とする宿泊研修のあり方など、運営形態についても見直し検討を進め、効率化を図ります。

### 3 行政評価システムの導入

これまで実施してきた多くの事務事業を検証し、継続・廃止等を判断するための行政評価システムを導入します。

### 4 事務の効率化と情報公開

#### 業務委託の推進

事務事業の効率化と民間の活用を図るため、業務委託の拡大に努めます。

#### 公共施設の管理運営

平成18年度から実施した指定管理者制度による公の施設の管理運営については、契約の更新に合わせ、直営、部分委託、指定管理のうち最も効率的な手法を検討します。

平成22年度で契約期間が満了する各地区公民館については、平成23年度以降も継続するものとします。その他の集会施設等については、原則見直しの方向で検討します。

#### 事務処理の適正化

業務委託契約のうち、実質的に職員が事務を執る外郭団体との契約については、業務内容を精査の上適切な事業形態に改めます。また、職員が会計事務を担う団体等に対する補助金の交付についても、事業形態を検討し公金としての適正処理と経費の節減に努めます。

#### 事務の効率化

需用費等の節約と事務処理の効率化を図るため、関係例規を見直し統一した基準を整備します。

## OA化の推進

行政情報の公開と行政サービスの向上を図るため、町ホームページの整備充実とともに行政事務の電子化を更に推進します。また、OA機器の計画的な更新と維持管理費の軽減に努めます。

## 5 財産管理と施設の有効利用

### 公用車の運行管理

公用車の運行については、運行費用の節減と地球環境保全の観点から、運行台数及び運行時間の縮減に努めます。また、車両の更新にあたっては、低価格低燃費の車種を検討するなど改善に努めます。

### 財産管理

町が保有する土地及び遊休施設については、適切な処分を検討し、管理費用の軽減と有効活用に努めます。

## 6 その他

### 地球温暖化対策

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に定める「地方公共団体実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出抑制と資源・エネルギーの節約を図ります。

本町では、平成16年度からISO14001の取組みを行いました。一定の目的を達成したことから平成20年度で一旦終了しました。しかし、事務事業の効率的な実施に向けた不断の努力と温暖化防止に向け率先して取組む姿勢が必要であり、その内容を「実行計画」に定め積極的な展開を図ります。

### 入札制度

高額な契約を前提とする入札制度については、平成22年4月から条件付一般競争入札及び総合評価制度の導入など改善を図りました。工事の規模や内容に応じ、公正かつ効率的な運用に努めます。

### 機密保持対策

機密情報及び個人情報等の漏洩を防止するとともに、危機管理体制の徹底を図るため、目的によって事務室内への立入を制限します。また、書類等の安全かつ適正な保管管理についても徹底に努めます。

### 消防団の再編整備

団員の確保対策や機動力の向上に対応した組織の再編整備について、検討を進めます。